

令和4年度「東京都環境影響評価審議会」第6回総会 議事録

■日時 令和4年8月30日（火）午前10時00分～午前10時27分

■場所 WEBによるオンライン会議

■出席委員

柳会長、齋藤第一部会長、宮越第二部会長、荒井委員、池邊委員、池本委員、奥委員、日下委員、小林委員、袖野委員、高橋委員、堤委員、平林委員、廣江委員、水本委員、宗方委員、森川委員、保高委員、横田委員、渡邊委員

■議事内容

1 答 申

「都市高速鉄道第7号線品川～白金高輪間建設事業」環境影響評価調査計画書
⇒ 調査計画書における選定項目、調査手法等について、騒音・振動、地盤 水循環
共通、史跡・文化財及び廃棄物の項目に係る指摘事項に留意して、調査、予測及び
評価すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申

別紙

受 理 報 告 (8 月)

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環 境 影 響 評 価 書	羽田空港アクセス線（仮称）整備事業	令和4年7月22日
2 事 後 調 査 報 告 書	目黒清掃工場建替事業 （工事の施行中その3）	令和4年6月24日
	（仮称）虎ノ門一・二丁目地区第一種 市街地再開発事業（工事の施行中その 2）	令和4年6月30日
	豊海地区第一種市街地再開発事業（工 事の施行中その1）	令和4年7月8日
3 着 工 届 （事後調査計画書）	大井町駅周辺広町地区開発	令和4年7月13日
	国立印刷局王子工場整備事業	令和4年7月13日
	（仮称）内幸町一丁目街区 開発計画（中 地区）	令和4年8月1日
	（仮称）内幸町一丁目街区 開発計画（南 地区）	令和4年8月12日

令和4年度「東京都環境影響評価審議会」第6回総会
速 記 録

令和4年8月30日（火）
Webによるオンライン会議

(午前 10 時 00 分開会)

○藤本政策調整担当部長 おはようございます。それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、「東京都環境影響評価審議会」総会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、本日の委員の出席状況について事務局から御報告申し上げます。現在、委員 21 名のうち 20 名の御出席をいただいております。

これより令和 4 年度第 6 回総会の開催をよろしく願いいたします。

本日は傍聴の申し出がございますので、よろしく申し上げます。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

○柳会長 はい、分かりました。

それでは、会議に入ります前に、本日は傍聴を希望される方がおられます。なお、本会議の傍聴は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、Web 上での傍聴のみとなっております。

それでは、傍聴人の方を入場させてください。

(傍聴人入場)

○柳会長 ただいまから令和 4 年度東京都環境影響評価審議会第 6 回総会を開催いたします。

本日の会議は、次第にありますように、答申 1 件と受理報告を受けることといたします。

○柳会長 それでは、「都市高速鉄道第 7 号線品川～白金高輪間建設事業」環境影響評価調査計画書の答申に係る審議を行います。

この案件につきましては、第二部会で審議していただきましたので、その結果について宮越第二部会長から報告を受けることといたします。

それでは、宮越第二部会長、よろしく願いいたします。

○宮越第二部会長 はい、承知いたしました。宮越です。では、私から御説明させていただきます。

それでは、資料 1 を御覧ください。初めに、部会で取りまとめました答申案文について、事務局から朗読してください。

○藤本政策調整担当部長 はい。事務局から報告いたします。

令和 4 年 8 月 30 日

東京都環境影響評価審議会

会 長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会

第二部会長 宮越 昭暢

「都市高速鉄道第 7 号線品川～白金高輪間建設事業」に

係る環境影響評価調査計画書について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

続いて、別紙になります。

「都市高速鉄道第 7 号線品川～白金高輪間建設事業」に

係る環境影響評価調査計画書について

第 1 審議経過

本審議会では、令和 4 年 6 月 22 日に「都市高速鉄道第 7 号線品川～白金高輪間建設事業」に係る環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)について諮問されて以降、部会における審議を行い、都民及び周知地域区長の意見を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表はこちらになります。

第 2 審議結果

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第 47 条第 1 項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域区長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

【騒音・振動】

- 1 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動について、選定した地点のほか、立坑及び開削部など影響が懸念される地点を現地調査地点として追加するとともに、予測・評価を行うこと。また、夜間工事が想定される場合には、夜間も含めた建設作業騒音・振動の予測・評価を行うこと。
- 2 夜間の道路交通騒音について、環境基準を超過している地点があることから、工事用車両による夜間走行が想定される場合には、周辺住民に対して十分に配慮した環境保全のための措置を検討し、環境影響評価書案において記載すること。

【地盤、水循環 共通】

計画路線周辺は湧水地点や井戸が多数存在しており、関係する地方公共団体においても保全に取り組んでいることから、地盤及び地下水の状況を十分に把握できる位置において現地調査を行い、工事の施行中及び完了後における地盤沈下、地盤の変形、地下水位及び流況の変化について適切な予測・評価を行うこと。

【史跡・文化財】

計画路線周辺には複数の指定・登録文化財及び埋蔵文化財包蔵地が存在しているため、既存資料調査に加えて、周辺の埋蔵文化財包蔵地の情報、発掘調査報告書を精査するとともに、関係教育委員会等と事前に十分な協議を行った上で、調査及び予測・評価を行うこと。埋蔵文化財等が確認された場合については、その公開と保存についても、逐次、関係者と協議の上で対応すること。

【廃棄物】

本事業では、事業区間の約2.8 kmのうちの約2.5 kmがシールド工法及び開削工法を用いたトンネル区間であり、大量の建設発生土等の発生が想定されることから、施工計画の工法や工程に加え、掘削対象とする地質等を十分に精査し、廃棄物等の性状ごとの発生量及び再資源化量について詳細に検討し、予測・評価を行うこと。

第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響

評価書案において対応すること。

説明は以上でございます。

○宮越第二部会長 ありがとうございます。

それでは、審議の経過について御報告いたします。

本計調査画書は、令和4年6月22日に当審議会に諮問され、第二部に付託されました。

本事業は、品川駅付近の港区高輪四丁目から、白金高輪駅付近の港区白金二丁目までの、延長約2.8kmの区間に都市高速鉄道を建設する事業です。計画路線の約2.5kmは開削及びシールドトンネルを採用しており、約0.3kmは既設構造物を利用する計画としております。品川駅ではJR東日本の在来線各線、JR東海の東海道新幹線及び京浜急行電鉄の本線と連絡し、白金高輪駅では東京メトロ南北線、都営地下鉄三田線と連絡する計画です。

対象事業の種類は「鉄道の建設」でございます。

次に答申案の内容について御説明いたします。

最初に【騒音・振動】の意見ですが、2件ございます。

1点目についてですが、本事業では、シールド立坑及び開削工事現場付近における「建設作業騒音及び振動」による影響が懸念されます。

調査計画書における予測の対象時点は、「建設機械の稼働に伴う騒音パワーレベル及び振動レベルが最も大きくなる時点」としてはありますが、予測地域及び予測地点については、「建設機械が地上で稼働する工事区域周辺」や「工事敷地境界上の地点」としか記載されておられません。

そのため、今後の評価書案においては、立坑及び開削工事現場付近において、騒音・振動レベルが最大となる地点を適切に選定し、予測・評価を行うことを求めることといたしました。

また、立坑及び開削工事現場付近は大通り沿道であることが想定され、環境騒音を確認するための現況調査地点の状況とは異なります。そのため、新たに現地調査の地点の追加を求めることで、現況の騒音・振動レベルを把握し、よりの確な予測・評価に繋げることとしました。

さらに、夜間工事が想定される場合には、夜間も含めた建設作業騒音・振動の予測・評価を行うことが必要と考えます。

【騒音・振動】の2点目になりますが、計画路線周辺における道路交通騒音の調査結果で

は、夜間の環境基準を超過している地点があります。

特に、工事用車両の出入りが想定されている国道 15 号線付近において、基準超過となっております。

そのため、工事用車両による夜間騒音が想定される場合には、周辺住民に対して、十分に配慮した環境保全のための措置を検討し、評価書案において記載するよう求めることといたしました。

【騒音・振動】につきましては、以上の 2 件の意見を付すことといたしました。

次に【地盤、水循環 共通】の意見ですが、

本事業の計画路線は高台から低地へ至るシールドトンネルで、周囲には湧水地点や井戸などが多数存在しており、地方公共団体などにおいても保全に取り組んでいます。

本路線のトンネル設置により、地下水位や流況に影響を与えることが懸念されるため、工事の影響を十分に把握できる位置や深さで調査地点を選定するとともに、工事の施行中と完了後の予測評価を適切に実施するよう求めることといたしました。

次に【史跡・文化財】の意見ですが、

本事業が環境に影響を及ぼすと予想される範囲内に、指定・登録文化財 3 件、埋蔵文化財包蔵地 7 件が点在しており、特に、品川駅周辺のトンネル建設区間は「高輪築堤跡」にも近接しています。

このため、区の教育委員会を初めとした関係者に対して、事前に十分な確認を行うとともに、関係団体を含めた最新の発掘調査報告書などを踏まえた調査を行い、これに基づく予測及び評価を行う必要がありますので、関係教育委員会などと十分な協議を行った上での予測・評価と対応を求めることといたしました。

最後に【廃棄物】の意見ですが、

本事業では、建設発生土を初めとした廃棄物等が大量に発生することが予想されるとともに、計画地内の掘削場所の地質や地下水位によっては、含水率が高く建設汚泥として排出される可能性が考えられ、さらに、自然由来の汚染土が発生するおそれも懸念されます。

このため、あらかじめ立坑やシールド工の施工時期と、建設発生土や建設汚泥等の発生量を詳細に予測することにより、再資源化施設への静脈物流の円滑化を促し、廃棄物等の再資源化の推進を求めることといたしました。

以上で私からの報告を終わります。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告について、何か御意見等がございますでしょうか。発言される際には、最初にお名前をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

特に御発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして審議会の答申としたいと思います。それがよろしいでしょうか。

はい、それでは、そのようにさせていただきます。

答申書を読み上げてください。

○藤本政策調整担当部長 はい、読み上げます。

4 東環審第 22 号

令和 4 年 8 月 30 日

東京都知事殿

東京都環境影響評価審議会

会 長 柳 憲一郎

(公印省略)

「都市高速鉄道第 7 号線品川～白金高輪間建設事業」環境影響評価調査計画書の答申について

令和 4 年 6 月 22 日付 4 環総政第 231 号（諮問第 537 号）で諮問があったこのことにつきまして、当審議会の意見は別紙のとおりです。

以上です。

○柳会長 はい、ただいま朗読しましたとおり、都知事に答申することにいたします。

それでは、受理関係について、事務局から報告をお願いいたします。

○藤本政策調整担当部長 受理関係について御報告いたします。

お手元の資料 2 を御覧ください。

8 月の受理報告は

- ・ 環境影響評価書 1 件

・事後調査報告書 3 件

・着工届 4 件

を受理しております。このうち、環境影響評価書につきましては、審議会より頂いた環境影響評価書案への答申に基づく審査意見書との関連を御説明させていただきます。

8 ページの、「羽田空港アクセス線(仮称)整備事業」評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連という資料を御覧ください。

「羽田空港アクセス線(仮称)整備事業」につきましては、7月22日に環境影響評価書を受理いたしましたので、その内容について説明させていただきます。

評価書案は令和3年8月20日の第6回総会で諮問され、令和4年3月28日の第13回総会において知事に答申をしております。

当資料は、評価書案審査意見書、環境影響評価書との関連について提示してございます。

評価書提示のページは後ほど御確認ください。

騒音・振動の1つ目の意見として、

高架橋区間には中高層の住宅等が近接し、工事の完了後に鉄道騒音の著しい影響が懸念されることから、更なる環境保全のための措置を検討し、より一層の鉄道騒音の低減に努めること。また、事後調査において、可能な限り影響を代表する地点における高さ方向の測定を行い、環境保全のための措置の効果を確認し、必要に応じて更なる対策を講じること、との内容です。

これに対する評価書の記載内容は、

環境保全のための措置に、近接する中高層住宅に対する更なる騒音の低減のため、最新の技術や知見の把握・検討を行い、防音壁の嵩上げや吸音板の設置等の騒音対策については、高架橋の設計性能等の確認を行った上で、素材や形状、性能の比較を踏まえ、可能な範囲での対策の実施に努める旨を追記、また、これらの対策による効果等について、事後調査において高さ方向の騒音調査を実施し、確認する旨を追記した、との報告です。

騒音・振動の2つ目の意見としては、

建設作業に伴う騒音・振動は、予測結果が勧告基準と同値またはわずかに下回る工種があること、また、夜間にも工事が実施されることから、沿線住民に対して、工事内容等の詳細な情報を積極的に提供するとともに、環境保全のための措置を徹底し、建設作業による騒音・振動の低減に努めること、との内容です。

これに対する評価書の記載は、

環境保全のための措置に、工事の施行前に具体的な施工計画や工事時間帯について工事説明会等で説明する旨を追記。また、工事の施行中においては、工事のお知らせチラシや工事用看板等で地元住民等への周知を図るとともに、夜間工事の実施に当たっては、地域への情報提供へ努める旨、及び環境保全のための措置を徹底し、建設作業騒音による騒音・振動の低減に努める旨を追記した、との報告です。

次に、9 ページを御覧ください。8 月分の受理報告に係る助言事項一覧となります。8 月の受理報告について委員の皆様から助言事項を御提案いただきました。記載のとおり各委員からの提案をいただいたところです。

なお、7 月の受理報告に係る助言事項に対する事業者回答についてですが、今回はございません。

報告については以上でございます。

○柳会長 はい。

それでは、8 月の受理報告案件について、助言をされました委員の方々からコメントをお願いいたします。資料に従って廣江委員からお願いいたします。

○廣江委員 はい、ありがとうございます。

そこに挙げていますとおり、建設作業騒音の事後調査結果が予測をわずかに下回ったことと、工事用車両の走行に伴う道路交通振動が予測を上回っているものの、有感振動以下であったことは評価されます。

ただ、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の事後調査結果には、建設作業騒音の影響が含まれていて、それ自体を評価できないものも一部含まれています。

高橋委員からも同様の御指摘がありますが、建設作業騒音の工事車両の騒音・振動に関わる環境保全のための措置に評価が非常に困難な結果が含まれていますので、今後は考えた測定が必要ではないかということと、引き続き騒音・振動に配慮した事業の推進をお願いしたいという点であります。

○柳会長 はい、ありがとうございます。

それでは、高橋委員、よろしく願いいたします。

○高橋委員 はい、高橋です。よろしく申し上げます。

今の廣江委員の御指摘と重なる部分がありますが、まず、No.3 地点での工事用車両の走行に伴う騒音が、予測よりも通過する車両の数が少なかったにもかかわらず、環境基準を 6 dB も超過しているということが問題点だと思います。

車両の台数が少なかったということは、おそらく建設作業騒音の影響があるのだろうという推測がされていて、それは妥当だと思うのですが、そうすると、建設作業の騒音の等価騒音レベルが71 dB程度あったということになります。

ということで、等価騒音レベルが71 dB程度なので、 L_{A5} を考えると、それよりもさらに大きかったという可能性が考えられます。

そうすると、事後評価で新築工事時の建設作業騒音が最大になると予想されている地点、これはNo.B地点ですが、そこでの調査結果が70 dBと報告をされています。そこでの70 dBよりも大きかった可能性があるということになりますので、これは結果論ですが、建設作業騒音の事後調査をした地点の実施日時とか場所が適切であったかどうかというのを検証しておいたほうがいいだろうと思います。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、(仮称)虎ノ門一・二丁目地区第一種市街地再開発事業(工事の施行中その2)に関する各委員からの提案された助言について審議会からの助言事項とするということによろしいでしょうか。

それでは、特に御発言がないようですので、審議会からの助言事項といたします。

それでは、このことを事業者に伝え、次回の審議会で事業者の回答の報告をお願いいたします。

受理関係についてはこれで終わりますが、委員の方々から何か御発言はありますか。

よろしいでしょうか。それでは、他に何かございますでしょうか。

特にないようですので、これをもちまして本日の審議회를終わりたいと思います。皆様どうもありがとうございました。

それでは、傍聴人の方は退出ボタンを押して退出をお願いいたします。

(傍聴人退場)

(午前10時27分閉会)